

第5章

計画の推進

第5章

計画の推進

1. 計画の実現に向けて

本計画は、喫緊の課題である人口減少及び少子高齢化の中で、持続可能なまちづくりを図る指針を示しています。住民が望む将来像との乖離が生じないように、行政単独で進めるのではなく、法にも謳われているように、住民の積極的な参画が求められます。

都市計画法第十八条の二 第二項

市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

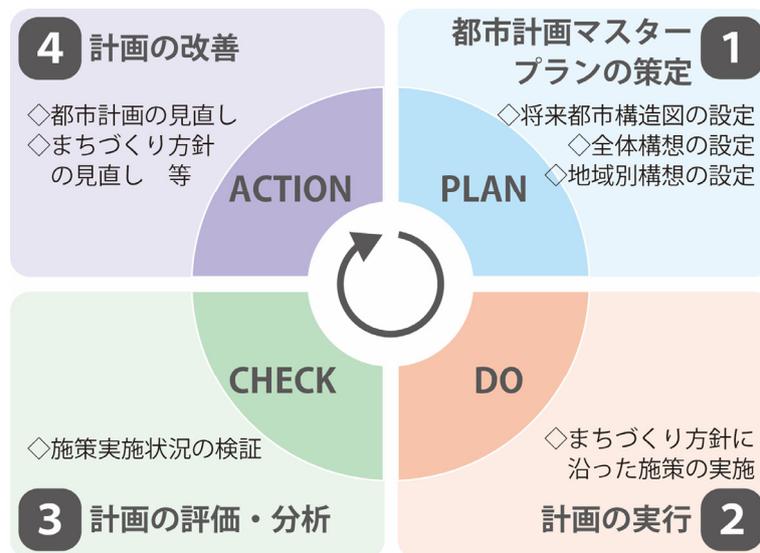
都市計画は、生活環境、防災、福祉、景観、観光等、関連する分野が多岐にわたるため、事業を推進、継続していく上で、関係部署との横断的な協議等を実施し、庁内の推進体制を構築するとともに、財政面での調整を図りながら進めていくことが求められます。

まちづくりの実現には、長い時間を必要とするため、上記の点を踏まえながら、事業の実施、実施後の事後評価を段階的に進めていく必要があります。

また、住民が参画し、協働によるまちづくりを目指していくための仕組みづくりと、それに対する支援も行い、施策実現に向けての合意形成を図っていきます。その過程で必要となる情報は、適切な時期に提供し、共有していきます。

2. 計画の評価・見直しの方針

本計画の施策実現にあたっては、計画(PLAN)を実施(DO)に移し、その実施状況を検証(CHECK)し、その評価に基づいて、改めるべき点は改善策(ACTION)を検討し、その結果を次の計画(PLAN)に生かしていきます。このサイクルを適切に運用することによって、本町の状況を反映した計画内容になることが期待されます。



本計画は、中長期的なまちづくりの方針であることから、計画期間内において、策定時には想定できない社会情勢の変化などが生じることがあります。大規模災害や昨今のコロナ禍による影響等に加えて、法令及び基準の見直しによる上位計画や関連計画の改定など、状況に応じて適宜、本計画の見直しを図ります。

高千穂町都市計画マスタープラン

発行年月 令和4年3月作成

発行 高千穂町

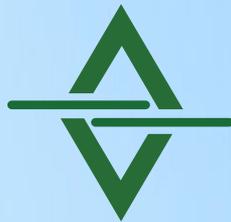
編集 高千穂町建設課

〒882-1192

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13

電話：0982-73-1210（建設課）

FAX：0982-73-1226（建設課）



高千穂町